

国立大学法人富山大学管理職員等の範囲に関する規則

平成17年10月1日制定	平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月22日改正
平成24年3月6日改正	平成24年6月1日改正
平成24年7月18日改正	平成24年8月1日改正
平成24年10月1日改正	平成25年9月24日改正
平成26年3月25日改正	平成26年6月24日改正
平成27年4月1日改正	平成27年4月15日改正
平成27年6月16日改正	平成28年3月23日改正
平成28年4月21日改正	平成28年12月1日改正
平成30年3月27日改正	平成31年1月29日改正
令和元年9月24日改正	令和3年4月20日改正
令和4年3月22日改正	令和5年3月22日改正
令和6年3月26日改正	令和6年5月14日改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）の管理職員等の範囲に関し定めることを目的とする。

(定義)

第2条 管理職員等とは、大学運営に係る重要な決定を行う職員及びそれに参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限をもつ監督的地位にある職員、職員の任免、懲戒、服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との関係についての大学の事業計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との関係において大学の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員をいう。

(管理職員等の範囲)

第3条 管理職員等は、別表のとおりとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、管理職員等の範囲に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 15 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 1 月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月20日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

所属等	管理職員等
	経営協議会委員 (国立大学法人法第20条第2項第2号の規定により学長に指名されて委員となった職員) 教育研究評議会評議員 (国立大学法人法第21条第2項第3号及び第4号の規定により、評議員となった職員) 特命理事 副学長 学長特別補佐 学長補佐 学長特命補佐 理事補佐
学系	学系長 副学系長
学部	学部長 副学部長 学科長
教養教育院	院長
大学院生命融合科学教育部	教育部長 副教育部長
大学院医学薬学教育部	教育部長 副教育部長
大学院理工学教育部	教育部長 副教育部長
人文社会芸術総合研究科	研究科長 副研究科長
理工学研究科	研究科長 副研究科長
総合医薬学研究科	研究科長 副研究科長
持続可能社会創成学環	学環長 副学環長
医薬理工学環	学環長 副学環長
大学院教職実践開発研究科	研究科長
和漢医薬学総合研究所	所長
附属病院	病院長 副病院長 診療科長 中央診療施設の長 薬剤部長 看護部長 臨床研究開発推進センター長
附属図書館	館長 分館長
機構	機構長
学内共同教育研究施設	学内共同教育研究施設の長
先進軽金属材料国際研究機構	研究機構長 ※本学の学長が命じた者に限る。 副研究機構長 ※本学の学長が命じた者に限る。

教育学部附属幼稚園	園長 副園長
教育学部附属小学校	校長 副校長
教育学部附属中学校	校長 副校長
教育学部附属特別支援学校	校長 副校長 主事
教育学部附属教育研究実践総合センター	センター長
薬学部附属薬用植物園	園長
和漢医薬学総合研究所附属和漢医薬教育研修センター	センター長
事務局	事務局長 部長 次長 課長 高度専門職(人事及び予算担当に限る。) 総務部企画評価課課長補佐 総務部総務課課長補佐 総務部人事課課長補佐 財務施設部財務企画課課長補佐 財務施設部経理第一課課長補佐 財務施設部経理第二課課長補佐 財務施設部施設企画課課長補佐 財務施設部施設整備課課長補佐 研究推進部研究振興課課長補佐 研究推進部社会貢献課課長補佐 学務部国際課課長補佐 五福高岡地区事務部人社系総務課課長補佐 五福高岡地区事務部芸術系総務・学務課課長補佐 五福高岡地区事務部理工系総務課課長補佐 杉谷地区事務部総務課課長補佐 杉谷地区事務部病院企画課課長補佐 杉谷地区事務部病院経営管理課課長補佐 専門職(人事及び予算担当に限る。) 総務部企画評価課係長 総務部総務課係長 総務部人事課係長 財務施設部財務企画課係長 財務施設部施設企画課係長 五福高岡地区事務部人社系総務課係長(人事及び予算担当に限る。) 五福高岡地区事務部芸術系総務・学務課係長(人事及び予算担当に限る。) 五福高岡地区事務部理工系総務課係長(人事及び予算担当に限る。) 杉谷地区事務部総務課係長(人事及び予算担当に限る。) 杉谷地区事務部病院経営管理課係長